

## 福井県の高齢者の居住状態

—世帯の家族類型と子どもとの同別居に着目して—

Living Arrangements of Elderly People in Fukui Prefecture

—Focusing on Family Type of Household and Parent-Child Residential Relationship—

丸山 洋平\*

はじめに

I. 福井県の人口の年齢構造

II. 高齢者の世帯属性

III. 孤立的高齢世帯の推移

おわりに

人口減少は高齢化を伴って進行するものであり、高齢化対策は人口減少対策の中で重要な位置を占める。本稿は高齢化対策の議論の基礎的な資料となるよう高齢者が属している世帯類型、子どもとの同別居に着目し、福井県の高齢者の居住状態について分析を行った。その結果、福井県の人口は、高齢化の進展とともに高齢者の核家族化、高齢者のみ世帯の増加が進んでいた。また、子どもがいない、あるいは子どもが遠居しているために日常的に子どもからの生活支援を受けられない孤立的高齢世帯は、この15年間で増加傾向にあり、2013年時点で高齢者のみ世帯の約半分を占めている。こうした世帯に属する孤立的高齢者数も増加しており、将来的には高齢者の5人に1人が孤立状態となる見通しである。子どもの居住地を考慮した高齢者の居住状態を把握することは、支援の有効性や公平性を考える上で重要な意味を持っており、介護保険や地域包括支援の計画策定、計画実施等に有益な情報となることが期待される。

**キーワード：**人口高齢化，高齢者の世帯類型，孤立的高齢世帯

---

\* 福井県立大学 地域経済研究所

## はじめに

2014年11月に地方創生法が成立し、各地方自治体はそれぞれの地域人口の特徴等を踏まえつつ、地方人口ビジョンや地方版総合戦略を策定し、効果的な人口減少対策の推進を試みているところである。地方創生法の議論に先行して公表された日本創成会議の「ストップ少子化・地方元気戦略」が、希望出生率の概念や東京一極集中の是正について言及したことや、将来の20～39歳女性人口に着目して自治体の消滅可能性について指摘したことが大きく注目されたこともあり、人口減少対策の議論の中心が少子化対策、若年層の就業対策（地方圏からの流出の是正）にやや偏っている傾向があるように思われる。しかし、人口減少は高齢化を伴って進行するものであり、増加する高齢者を減少する現役世代で支えるための社会システムを構築するという視点も重要な人口減少対策である。本稿は人口減少下での効果的な高齢化対策をいかに展開すべきであるかということ念頭に置き、そ

の議論の基礎的な資料となるよう、高齢者が属している世帯類型、子どもとの同居に着目して、福井県の高齢者の居住状態について分析するものである。なお、本稿では65歳以上人口を高齢者としている。

## 1. 福井県の人口の年齢構造

### 1. 総人口と年齢3区分別人口

高齢者の居住状態を分析する前提条件として、福井県の総人口および年齢構造の変化を見ておきたい。図1は国勢調査による福井県の人口について、総人口と年齢3区分別人口を示している。年齢不詳人口は男女・年齢5歳階級別に按分して含めている。

総人口を見ると（棒グラフ）、第2次大戦前はおおよそ60万人台だったが、戦後直後に大きな増加があり、70万人を超える。しかし、その後は継続した人口増加とはならず、1955年から1970年までの15年間で総人口はおおよそ1.0万人減少している。1970年代後

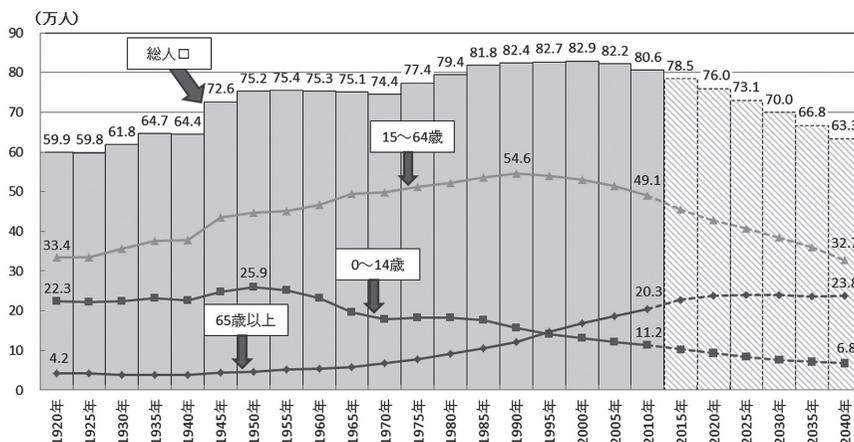


図1 福井県の総人口と年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（2013）

半以降、総人口は増加に転じ、2000年に82.9万人でピークを迎えた後、人口減少のフェーズに入ることとなった。国勢調査は5年ごとであるが、統計局が公表する人口推計で各年別人口（10月1日）の推移を見ると、福井県の人口は2001年に83.0万人でピークとなっており、それ以降、総人口の減少が始まっている。日本全体の総人口の減少が2008年以降であるのと比較して、福井県は早くから総人口が減少に転じている。図中の2015年以降の総人口は国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が公表する福井県の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所2013）である。それによると2015年以降も一貫して人口減少の傾向が続くと見通されており、2030年には2010年から10万人減少して70万人となり、2040年には63.3万人となる。すなわち、福井県の総人口はこれから30年程ほどかけて、戦前の人口規模にまで縮小していくということである。しかし、後述するように、その年齢構造は大きく異なる。

年齢3区分別人口の推移を見ると、それぞれ異なる変化を示している。0～14歳人口を見ると戦前は横ばいまたは微増で、1950年の25.9万人がピークとなり、それ以降は一貫して減少の傾向が続いている。2010年には11.2万人となり、ピーク時の半分以下となっている。将来推計人口においても減少の傾向は変わらず、2040年には6.8万人となり、2010年からの30年間で4万人以上減少すると見通されている。

それと対照的な変化を示しているのが65歳以上人口であり、1920年以降一貫した増加傾向が続いている。1920年では4.2万人であり、0～14歳人口の20%程度に過ぎなかった

が、1995年を境に大小関係が逆転し、2010年には0～14歳人口のおよそ2倍となる20.3万人に達している。2015年以降の将来推計人口では明確な増加傾向は見られなくなり、2020年以降は横ばいの変化となる。それでも2040年には23.8万人となり、0～14歳人口のおよそ4倍となる見通しである。

15～64歳人口は1920年から増加が続いてきたが1990年の54.6万人をピークにして減少に転じており、2010年にはピーク時から5万人以上減少して49.1万人となっている。将来推計人口でも減少の傾向は変わらず、2040年には32.7万人となり、2010年からの30年間で16.4万人の減少が見込まれている。

このように年齢3区分別人口が異なる変化をすることによって、福井県の人口の年齢構造も変化してきた。図2は年齢3区分別人口割合の推移を示している。65歳以上人口割合は高齢化率のことであり、1970年頃から大きく上昇し始め、2010年には25.2%に達している。すでに福井県の総人口の4分の1は高齢者ということである。65歳以上人口割合の上昇に対し、0～14歳人口割合は1920年以降一貫して低下し、15～64歳人口割合は1970年の67.1%をピークにして低下に転じている。現役世代である15～64歳人口と高齢者の世代間バランスという点で考えると、戦後直後の1950年は高齢者1人を現役世代9.5人で支える関係になっていたが、2010年では高齢者1人を現役世代2.4人で支えるという関係になっている。将来推計人口でも、それぞれの年齢区分別人口割合の増減傾向は継続し、2040年には65歳以上人口割合は37.5%となり、総人口の3分の1以上が高齢者という状態になることが見通されている。

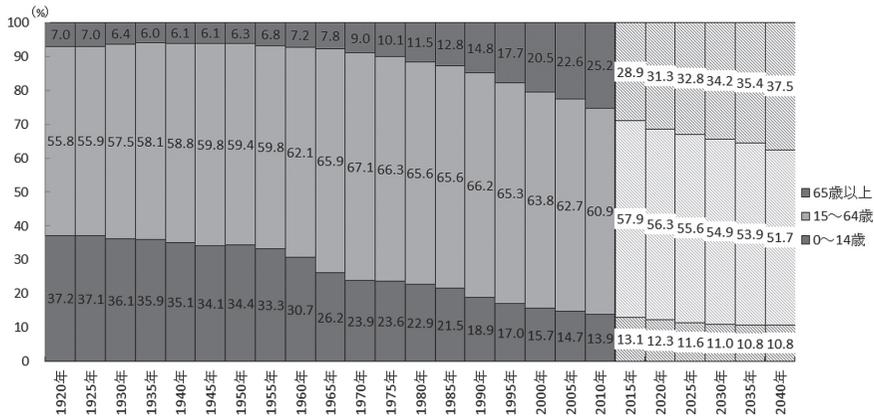


図2 福井県の年齢3区分別人口割合の推移

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所（2013）

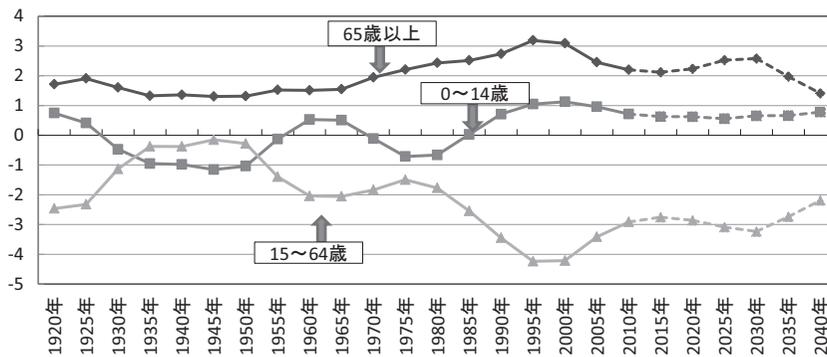


図3 年齢3区分別人口割合の%ポイント差（福井県－全国）

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所（2012, 2013）

この時，世代間のバランスは高齢者1人を現役世代1.4人で支えるという関係になる。

福井県の年齢3区分別人口割合の大きさを相対化して捉えるために，全国の年齢3区分別人口割合との%ポイント差を見たのが図3である。この%ポイント差は福井県の年齢3区分別人口割合から全国のそれを減じた値であり，プラスであれば福井県の割合の方が大きいことを示している。65歳以上の%ポイント差は1920年以降，常に1～3%ポイント程度のプラスとなっており，福井県が相対的

に高齢者の多い地域であることがわかる。15～64歳はやや大きな変動はあるが，一貫してマイナスである。0～14歳は%ポイント差が絶対値で見てもあまり大きくないため，プラスとマイナスの両方を取ってきたが，1990年以降は1%ポイント程度のプラスとなっている。将来推計人口における%ポイント差も社人研の全国推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（2012）の出生中位・死亡中位推計）から算出しており，2010年時点の傾向がほぼ維持される見通しとなっている。2030年

以降に15～64歳と65歳以上の%ポイント差が縮小する傾向はみられるものの、今後30年近くは相対的に少ない現役世代で相対的に多い年少人口と高齢者を支えるという、自治体運営や社会経済的に厳しい世代間バランスとなることはほぼ間違いないといえるだろう。

## 2. 前期高齢者と後期高齢者

図4は高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分類し、その推移を見るとともに、高齢者に占める後期高齢者の割合を示したものである。1950年から2010年までの推移を見ると、高齢者全体は一貫した増加傾向にあり、60年間で約4倍になっている。前期高齢者と後期高齢者に分解して見ると、前期高齢者は2000年の9.6万人以降は微減の傾向が見られる一方で後期高齢者は大きく増加し、最近の高齢者全体の増加を牽引している。その結果、高齢者に占める後期高齢者の割合は60年間で2倍以上となり、2010年には半分以上が後期高齢者となっ

ている。将来推計人口を見ると、前期高齢者は2010年から2015年にかけて1.6万人という大きな増加がある。これは団塊の世代を含む1940年代後半生まれの世代が65歳以上になるためであり、同じ世代の効果は後期高齢者の2020年から2025年にかけての増加にも表れている。団塊の世代の人口規模要因によって前期高齢者は一時的に増加するが、2020年以降は減少し、9万人前後で横ばいに推移する。同様に後期高齢者も2025年に大きく増加した後はほぼ横ばいの変化となる。

高齢者に占める後期高齢者の割合は、団塊の世代が前期高齢者になることで2010年から2020年にかけてやや低下するが、今度は団塊の世代が後期高齢者になることで2025年に大きく上昇し、それ以降は60%程度で推移することになる。図1と図2で見たように福井県の人口は高齢化が進んできたが、同時に高齢者の高齢化も進んできている。これは医療技術の進歩等により長寿化が進んだ結果であり、長生きできるということ自体は喜ばしいことであるが、健康状態が悪化し、介護

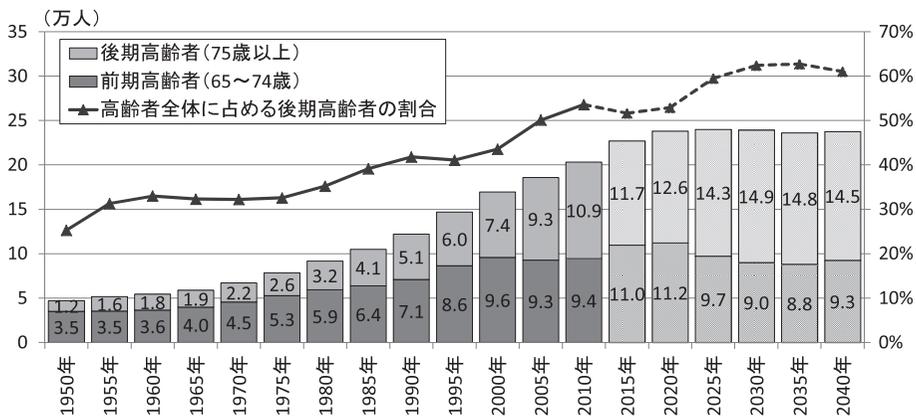


図4 福井県の前期高齢者と後期高齢者の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（2012, 2013）

サービスを必要とする高齢者の増加にもつながるものであり、社会保障費の増大や介護の担い手不足、健康寿命等との関係を考えていく必要がある。

## II. 高齢者の世帯属性

### 1. 世帯主が65歳以上の家族類型別世帯数

第I章では福井県の高齢者が一貫して増加してきており、今後もその傾向が続く見通しであること、そして高齢者の高齢化が進んでいることを確認した。増加する高齢者を地域社会が支える効果的な政策を展開するには、高齢者の生活状況を把握することが重要な要素となる。第II章では高齢者の生活状況に関連する居住状態について、高齢者が属する世帯類型から検討する。

図5は世帯主年齢が65歳以上である家族類型別一般世帯数<sup>1</sup>と、その構成割合を示している。1990年から2010年までは国勢調査の値であり、2015年以降は社人研の都道府県

別将来世帯推計結果である（国立社会保障・人口問題研究所2014）。1990年から2010年まで最も構成割合が大きいのは、その他の一般世帯である。その他の一般世帯は、夫婦と親が同居する世帯や3世代世帯等が多くを占めており、福井県において高齢者が世帯主となる世帯には拡大家族<sup>2</sup>の世帯が多いことがわかる。ただし、その数は1995年以降ほぼ横ばいである。その他の一般世帯以外の3類型の世帯数が1990年以降一貫して増加していることもあり、その他の一般世帯の構成割合は1990年の47.7%から2010年の29.2%に低下している。将来推計を見ると、単独世帯数は2035年まで一貫して増加し、夫婦のみ世帯数と親と子からなる世帯数は2020年まで増加した後、ほぼ横ばいの変化となるのに対し、その他の一般世帯数は2015年以降減少に転じ、2010年から2035年までにおよそ6千世帯減少する見通しとなっている。その結果、構成割合は大きく変化し、2015年以降は夫婦のみ世帯が最大の分類となる。単独世帯の割合は継続して上昇するため、2035年

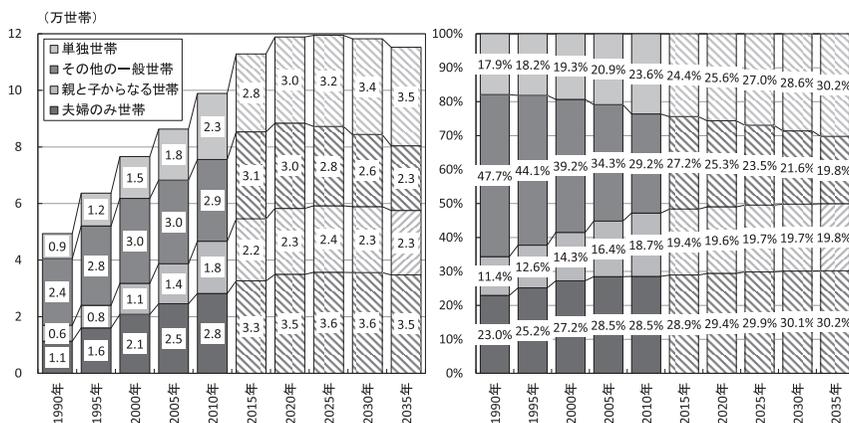


図5 福井県における世帯主が65歳以上の家族類型別一般世帯数

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所（2014）

には夫婦のみ世帯とほぼ同値になる。過去からの推移で最も変化が大きいのはその他の一般世帯であり、1990年には約半分の割合を占めているが、2035年には約2割にまで低下する。福井県は3世代世帯に代表される拡大家族が多いという特徴を持っているものの、過去と将来の変化は高齢者が世帯主である世帯の核家族化が進んでいることを示している。

## 2. 高齢者が属する世帯類型

1. で見た一般世帯数はあくまで高齢の世帯主に限った集計であり、世帯主でない高齢者の居住状態に関する情報は得られない。そこで世帯主ではない世帯員である高齢者も含め、高齢者がどのタイプの世帯に属しているのかということと、その構成割合を示したのが図6である。1. でも述べたように3世代世帯はその他の一般世帯に含まれる世帯類型であるので、3世代世帯に属する高齢者数を国勢調査での集計がある2000年以降について、その他の一般世帯に属する高齢者数の下に括

弧書きで記している。1990年から2010年までの推移を見ると、最も多くの高齢者が属している類型がその他の一般世帯であるという点に変化はない。ただし、2000年以降に減少に転じていること、その他の類型の世帯に属する高齢者数が増加していることにより、構成割合は1990年の64.1%から2010年の40.2%に大きく低下している。3世代世帯に属する高齢者数も2000年以降減少しており、構成割合も10年間で10%ポイント以上低下している。また、3世代世帯はその他の一般世帯の多くを占めているが、そのシェアも10年間で低下している（2000年82.1%、2005年78.9%、2010年75.9%）。1. で指摘したのと同様に、福井県は拡大家族の世帯に属する高齢者が多いものの、その数は減少傾向にあることがわかる。

その他の一般世帯以外の4類型の高齢者は、いずれも20年間で数、構成割合ともに増加している。20年間の増加数が最も大きいのは夫婦のみ世帯に属する高齢者で、3.2万人の増加であり、夫婦と子からなる世帯は2.3万人、

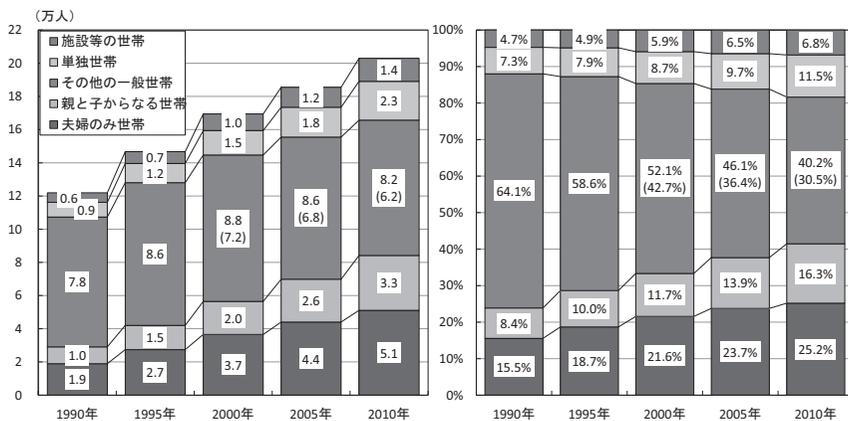


図6 福井県における高齢者が属する家族類型別高齢者数

※その他の一般世帯の括弧内の値は3世代世帯のデータ  
資料：国勢調査

単独世帯は1.5万人、施設等の世帯は0.8万人の増加となっている。こうした増加により、核家族世帯である夫婦のみ世帯と親と子からなる世帯の割合は、1990年の23.9%から2010年の41.5%にまで上昇し、大家族世帯が多くを占めるその他の一般世帯を上回るようになった。これは福井県において、高齢者の核家族化が進んでいることを意味している。また、夫婦のみ世帯と単独世帯を合わせた高齢者のみ世帯の割合は1990年の22.8%から2010年の36.7%にまで上昇しており、子どもと同居しない高齢者が大きく増加していることを指摘できる。

子どもとの同居状態について、図7は高齢の親（65歳以上）から見た子どもとの同居割合について、福井県と全国の値を示している。福井県は全国よりも子どもとの同居割合が高いが、全国と同様に低下傾向が見られる。2010年時点で半分以上の高齢者が子どもと同居しており、同居子を介護等の生活支援の担い手として期待できるといえる。しかし、その同居割合は低下しており、子どもからの

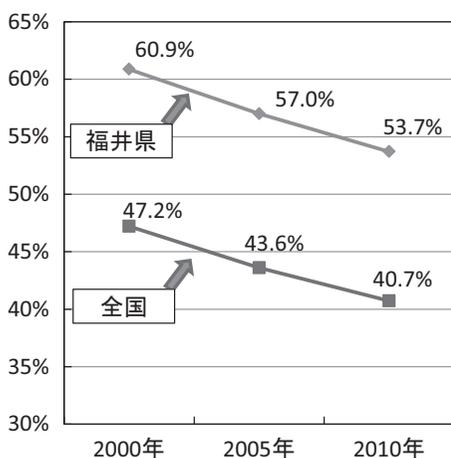


図7 高齢の親から見た子どもとの同居割合

資料：国勢調査

支援を受けられない状態に置かれている高齢者が増加していることについても対策を考える必要がある。

### 3. 世帯類型の変化の要因

1. と2. には共通した世帯類型の変化が見られ、高齢者の核家族化が進んでいることが示されている。それぞれの世帯類型の変化について考えると、単独世帯の増加は、①未婚のまま高齢期を迎えてしまったことで単身化する高齢者が増加したこと、②配偶者の死亡により一人暮らしをする高齢者(特に女性)が増加したこと、③子どもが親との同居を選択しない、または子どもが県外に流出してしまったために同居できない状況が増加したことなどが原因として挙げられる。特に③は夫婦のみ世帯の増加の原因ともなるものである。また、親と子からなる世帯は、基本的に親夫婦と未婚子からなる世帯であり、その増加は子世代の未婚率の上昇や離家傾向の変化、親世代の晩産化の影響等と結びつけて考える必要がある。こうした家族類型別世帯数の増加要因やそれぞれの要因の寄与の大きさについて詳細に明らかにするには、子どもと親の両側面から見た同居規範の変化や子どもの人口流出傾向の変化（その結果として福井県内に残留する平均きょうだい数）、未婚子の離家行動の変化、結婚・出産といった家族形成行動の変化等の関係を分析する必要がある。これについては別稿にて検討したい。

### Ⅲ. 孤立的高齢世帯の推移

#### 1. 孤立の高齢世帯の発想

第Ⅱ章で示したように福井県の高齢者の子との同居割合は低下しており、その帰結として高齢者のみ世帯が増加している。一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者の増加は、健康で裕福な生活を送ることができる高齢者が増加した結果でもあり得る。しかし、近年話題となる無縁社会や孤独死の問題を考えたとき、高齢者のみ世帯の増加が全く問題にならないということはない。一人暮らしの高齢者が貧困状態になり、健康状態も悪化するとすれば日常生活に深刻な影響が表れると予想される。また、夫婦のみ世帯で一方が要介護になれば老々介護ということにもなり、子どもと同居する場合に比べて危うい生活を送らざるを得ないことになるだろう。

「ケアにおける家族の自助原則」(庄司1986)と表現されるように、日本では育児・介護は家族の責任とみなされ、ケア労働は家族が提供すべきものであるとされてきた。福祉国家の成立とともに、日本でも年金・医療保険・介護保険といった社会保障制度が発達し、ケアの社会化が進んできたが、家族の役割がゼロになったわけではなく、今なお家族によるケア労働が高齢者の生活を支えている(下夷2015)。それは、「同居は福祉の含み資産」と表現されたように、親子の同居を基底にした親から子へ、子から親への世代間の相互支援援助が、社会サービスの補完的な役割を果たしてきたということでもある(西岡2000)。ただし、高齢者のみ世帯であることが直ちに高い生活リスクを抱えていること

を意味するとは限らない。子どもが日常的に行き来できる範囲に居住していれば、同居に近い接触や支援が行われうるからである。21世紀に入って以降、成人子が親と別居する傾向は強まったものの、別居親子間では近居の傾向が強くなっているという指摘もある(千年2013)。急速に進む人口高齢化に伴って増加する社会保障負担のあるべき姿を考えるためには、高齢者の居住状態に着目し、子どもとの同居に加えて近居も考慮することが求められる。

以上の考えに基づき、本章では子どもが遠居している、または子どもがいないために子どもからの生活支援を受けられない、あるいは受けにくい状況に置かれている高齢者が生活で困難を抱えやすいという点に着目し、こうした高齢者のいる世帯を「孤立の高齢世帯」と捉え、福井県におけるその推移について分析する。

#### 2. 孤立の高齢世帯の操作上の定義

孤立の高齢世帯数を把握するに当たり、親と子の近居状態を判断する指標が必要となる。国民生活基礎調査では、最も近くに住んでいる別居の子の居住場所についての設問があり、「同一家屋、同一敷地、近隣地域、同一市区町村、その他の地域」の選択肢がある。近隣地域は、「子の居住地が同じ町内会であったり、回覧版が回される程度の範囲の地域にある場合をいう。」とされている。「スープの冷めない距離」と表現されるような本来の近居概念としては適切であるといえ、この分類を用いて高齢者の居住状態の推計を行った鈴木(2012)の研究成果もある。しかし、現代の

表1 住宅・土地統計調査における子の居住地の分類

調査年	一緒に住んでいる	同じ敷地内	近くに住んでいる(徒歩5分程度)	国内他の地域(所要時間15分未満)	国内他の地域(15~29分)	国内他の地域(30~59分)	国内他の地域(1~3時間)	国内他の地域(3時間以上)	外国	子はいない
1993年調査	一緒に住んでいる	同じ敷地内	近くに住んでいる(徒歩5分程度)	国内他の地域(所要時間15分未満)	国内他の地域(15~29分)	国内他の地域(30~59分)	国内他の地域(1~3時間)	国内他の地域(3時間以上)	外国	子はいない
1998年調査	一緒に住んでいる	同じ建物に住んでいる	同じ敷地内の別の建物に住んでいる	近くに住んでいる(徒歩で5分程度)	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる	別世帯の子はいない			
2003年調査 2008年調査	一緒に住んでいる	同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる	別世帯の子はいない			
2013年調査	一緒に住んでいる(同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる	子はいない				

※灰色の分類を孤立状態と捉える。  
資料：住宅統計調査(1993)、住宅・土地統計調査(1998, 2003, 2008, 2013)

公共交通機関の発達やモータリゼーションの進展を鑑みるに、日常的に行き来できる範囲として考えるにはやや狭いように思われる。かといって同一市区町村まで近居の範囲を広げてしまうと、市区町村によって面積に違いがありすぎるため、地域間比較の測度としては不適切である。

こうした点を踏まえ、本稿では住宅・土地統計調査における「子の居住地別世帯数」を利用する。これは、親から見て最も近くに住む子どもの居住地で分類された世帯数であり、1993年調査以降公表されている。この質問項目は、ふだん行き来に利用している交通手段による所要時間で答えるようになっており、子の居住地は表1のように分類されている(1993年は住宅統計調査)。調査年によって分類にやや違いはあるものの、子の居住地が「片道1時間以上」と「子はいない」に分類される世帯を孤立状態にある世帯と捉えることとした(表中の灰色塗りつぶしの分類)。すなわち、片道1時間未満であれば、それなりの頻度で子どもが親の居住地を訪ねること

ができるという考えである。これは地域ごとの移動手段の事情も考慮した上で親と子の時間距離を把握できるデータであり、片道1時間という分類は、日常的に行き来できる範囲の指標としては上述した国民生活基礎調査の分類よりも実態に近く、優位性があると考えた。

この分類を用い、高齢単独世帯と高齢夫婦のみ世帯のうち、孤立状態にある世帯を孤立的高齢世帯とする。次節以降では、孤立的高齢世帯だけではなく、その部分要素である孤立的高齢単独世帯と孤立的高齢夫婦のみ世帯も分析の対象とする。なお、高齢夫婦のみ世帯は通常、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ世帯」と定義されるが、後述する不詳按分の都合上、本稿では「家計を主に支える者の年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」としてデータを集計している。

このように本稿における「孤立」は、親と子の居住地の地理的關係から把握され、家族・親族ネットワークからの孤立を代表する指標として位置づけられるものであり、地域社

表2 子の居住地別世帯数の公表データにおける各分類別不詳割合（福井県）

(100万ドル)

年齢分類	不詳の種類	1993年		1998年		2003年		2008年			2013年		
		男女計		男女計		男女計		男	女	男	女		
年齢総数	家族類型			0.7%	0.6%			0.2%	0.4%	0.3%	0.3%		
	住居所有関係			0.3%	1.2%			1.4%	3.5%	1.0%	2.5%		
		単独	夫婦のみ	単独	夫婦のみ	単独	夫婦のみ	単独(男)	単独(女)	夫婦のみ	単独(男)	単独(女)	夫婦のみ
年齢総数	年齢			3.5%	1.6%	4.7%	1.9%	11.7%	6.9%	1.0%	6.9%	5.9%	1.9%
65歳以上	子の居住地	5.2%	2.6%	2.6%	2.2%	13.1%	5.3%	21.1%	12.3%	7.6%	18.8%	13.3%	8.9%

資料：住宅統計調査（1993）、住宅・土地統計調査（1998、2003、2008、2013）

会・近隣住民関係等のいわゆる社会的孤立を意味するものではない。また、上述した子の居住地の分類において孤立していないとされる高齢者が生活上で問題を抱えないということではないし、本稿が伝統的な家族介護への回帰を主張するものでもないということをおろかじめお断りしておく。

### 3. 福井県の孤立的高齢世帯の推移

上述した住宅・土地統計調査の「子の居住地別世帯数」のデータは、家族類型別・住宅所有関係別・家計を主に支える者の年齢別（以下、年齢別。2008年、2013年は男女の別もあり）・子の居住地別に集計されており、それぞれに不詳が存在する。表2に調査年別に各項目の不詳割合を示している。家族類型と住宅所有関係の不詳は年齢総数でしか得られない。そのため、家族類型と住宅所有関係、年齢の不詳は按分し、その結果として得られる65歳以上の単独世帯数と夫婦のみ世帯数を元に子の居住地不詳数と不詳割合を計算している。各不詳割合を見ると、子の居住地の不詳、とりわけ単独世帯の不詳が2003年以降大きく拡大している。不詳を配分する場合は、按分するという手法が一般的に用いられ

ており、その場合、各分類別割合は不詳按分の前後で同値となる。しかし、子の居住地不詳の大きさを考えると、分類別割合に何の影響ももたらさないと考えにくい。そこで本稿では、子の居住地不詳は全て孤立状態に分類される項目に配分することとした。すなわち、考え得る最大の高齢世帯数を算出するということである<sup>3</sup>。なお、いずれの調査年についても子の居住地別世帯数を高齢世帯（65歳以上の単独世帯、夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のみ世帯）について集計したデータが別に公表されている。しかし、高齢世帯だけのデータでは家族類型・住宅所有関係・年齢不詳の影響を考慮することができないため、上述した集計データを利用することとしている。そのため、ここで扱う高齢夫婦のみ世帯は、家計を主に支える者の年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯となっている。また、1993年調査では高齢世帯についての子の居住地別世帯数しか公表されていないため、以降の分析では1993年の孤立の高齢世帯数は分析対象としないが、孤立割合（後述）は分析対象としている。

以上のプロセスで各不詳を配分し、得られた孤立の高齢世帯数を図8に示している。1998年から2013年にかけて孤立の高齢世帯

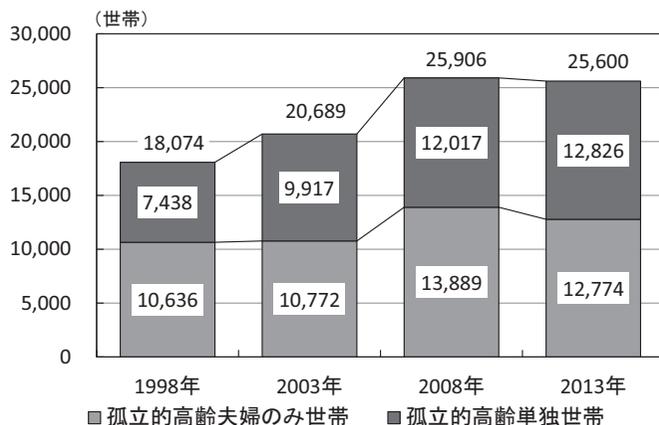


図8 福井県の孤立的高齢世帯数の推移

資料：住宅・土地統計調査

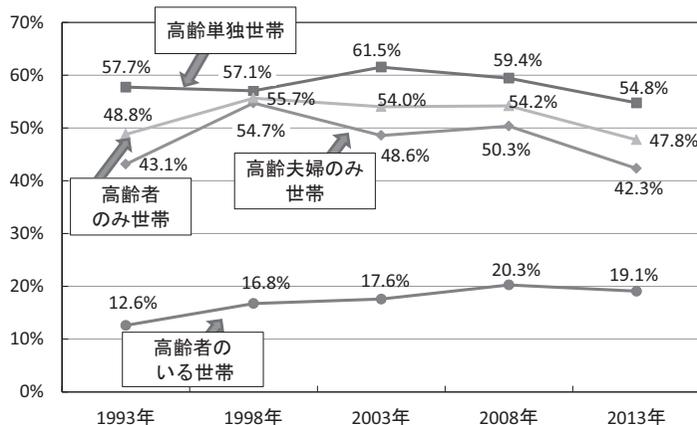


図9 福井県の高齢者世帯の孤立割合

資料：住宅・土地統計調査

は7,526世帯の増加（増加率41.6%）であり、孤立的高齢夫婦のみ世帯は2,138世帯の増加（増加率20.1%）、孤立的高齢単独世帯は5,388世帯の増加（増加率72.4%）である。

その結果、孤立的高齢世帯に占める孤立的高齢単独世帯の割合は1998年の41.2%から2013年には50.1%に上昇しており、孤立的高齢単独世帯の増加が孤立的高齢世帯全体の増加を牽引してきている。

孤立的高齢世帯が増加していることに伴い、孤立状態にある高齢世帯の割合はどのように変化してきたのだろうか。この点を検討するため、以下のように各世帯類型別に孤立割合を算出する。

- ・  $\text{高齢単独世帯の孤立割合} = \frac{\text{孤立的高齢単独世帯数}}{\text{高齢単独世帯数}}$
- ・  $\text{高齢夫婦のみ世帯の孤立割合} = \frac{\text{孤立的高齢夫婦のみ世帯数}}{\text{高齢夫婦のみ世帯数}}$

- ・高齡者のみ世帯の孤立割合＝孤立的高齡世帯数÷高齡者のみ世帯数（高齡単独世帯＋高齡夫婦のみ世帯）
- ・高齡者のいる世帯の孤立割合＝孤立的高齡世帯数÷65歳以上世帯員のいる世帯数

各孤立割合の時系列変化を図9に示している。図8で見たように孤立的高齡世帯数は明確な増加傾向があったが、孤立割合では傾向が異なっている。高齡単独世帯の孤立割合は2003年をピークに低下し、高齡夫婦のみ世帯の孤立割合はおおよそ1998年をピークに低下している。特に2008年から2013年の5年間での低下は大きく、2013年の孤立割合は高齡単独世帯で54.8%、高齡夫婦のみ世帯で42.3%、高齡者のみ世帯で47.8%である。つまり、図8で見た孤立的高齡世帯の増加は孤立割合の上昇ではなく、高齡者数の増加(図1)と高齡者のみ世帯の増加(図5)によるものであると考えられる。孤立割合の残余が孤立状態にはない割合であり、高齡単独世帯の45.2%、高齡夫婦のみ世帯の57.7%、高

齡者のみ世帯の52.2%となる。おおよそ半数の高齡者のみ世帯は子どもが比較的近くに居住しているということである。高齡者のいる世帯の孤立割合は1993年から2008年にかけて上昇し、2008年から2013年にかけては横ばいであり、おおよそ2割に達している。

#### 4. 福井県の孤立的高齡者の推移

3. では世帯の視点であったので、本節では孤立状態にある高齡者数（孤立的高齡者）の推移を見る。粗い計算ではあるが、孤立の高齡者数は孤立的高齡単独世帯数＋孤立の高齡夫婦のみ世帯数×2として算出する。孤立の高齡夫婦のみ世帯は配偶者の年齢が65歳以上とは限らないため、この計算方法ではやや多く孤立の高齡者が算出されることになるが、全体的な傾向を把握するには問題ないと判断した。また、2013年の高齡単独世帯の孤立割合と高齡夫婦のみ世帯の孤立割合が将来にわたって維持されると仮定し、図5で示した将来世帯数から将来の孤立の高齡者数を試算し

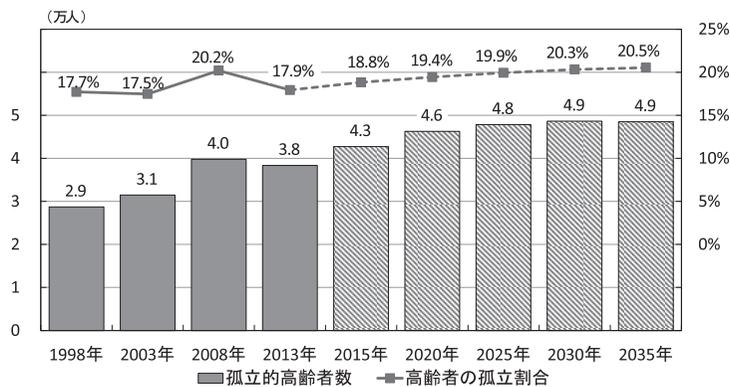


図10 福井県の孤立的高齡者の推移

資料：住宅・土地統計調査、国立社会保障・人口問題研究所（2014）

た。これらの孤立的高齢者数と高齢者全体に占める孤立の高齢者の割合（高齢者の孤立割合）を図10に示している。孤立的高齢者数は2008年から2013年にかけてやや減少するものの、1998年と2013年を比較すると約1万人増加している。将来の高齢者のみ世帯の増加と合わせて緩やかに増加する推計結果が得られており、2013年から約1万人の増加が見通されている。2025年以降はほとんど変化がないため、1998年から2013年の増加と同程度のペースで将来の孤立の高齢者数も増加するものと見られる。高齢者の孤立割合は2008年がやや突出した値となっているものの、1998年から2013年までは18%弱の水準にある。将来推計では緩やかに上昇し20%程度に達しており、高齢者の5人に1人が孤立状態となり、子どもからの生活支援を受けられなくなると考えられる。

## おわりに

福井県の高齢者の居住状態として、本稿では高齢者が属している世帯の類型、子どもとの同居状況に着目した分析を行った。その結果として以下の点を指摘できる。福井県の人口は相対的に少ない現役世代（15～64歳）が相対的に多い年少人口（0～14歳）と高齢者を支える年齢構造となっており、高齢者の高齢化も進んでいる。3世代世帯をはじめとする大家族世帯に属する高齢者が多いという点が福井県の特徴ではあるが、その割合は低下傾向にあり、高齢者の核家族化、高齢者のみ世帯の増加が進むとともに、高齢の親から見た子どもとの同居割合も低下している。高齢者のみ世帯は増加しているが、そのうち、

子どもからの支援を受けられない孤立状態にある世帯は2013年時点で約半分を占めている。こうした状態にある孤立の高齢世帯は過去15年間で増加しているが、孤立割合は低下傾向にあり、全体的な高齢者、高齢者のみ世帯の増加が孤立の高齢世帯の増加を牽引している。その結果として、孤立の高齢者数は過去15年間で約1万人増加して4万人程度となり、将来推計ではさらに1万人程度の増加が見込まれ、高齢者の5人に1人が孤立状態となる推計結果が得られた。

世帯・高齢者の孤立割合が高いか低いかわという判断は一概にはできない。ただし、介護保険等の社会化されたケアを提供するに際し、重点的な対象と考えられる孤立状態の高齢世帯の規模を把握することは意味があるといえよう。また、行政資料等で高齢者のみ世帯の増加が着目されることが多く、それは孤立状態にある高齢世帯の代替指標として用いられていると思われる。ここで見たように約半数の高齢者のみ世帯は子どもからの支援を受けうる居住状態にあるので、高齢者のみ世帯全体を見るのは、孤立状態にある高齢者世帯を過大に捉えてしまう恐れがある。孤立の高齢世帯数という視点は、こうした問題の解決にもつながるだろう。子どもの居住地を考慮した高齢者の居住状態を把握することは、支援の有効性や公平性を考える上で重要な意味を持つといえる。

本稿は紙幅の都合もあり、男女別の比較や高齢者の配偶関係属性の変化等を扱うことができなかった。これらの分析や世帯の家族類型の変化の要因など、福井県の人口・世帯変動については別の機会に論じたい。また、孤立の高齢世帯の地域分布を分析することは、

介護保険や地域包括支援等の計画策定、計画実施等に有益な情報となることが期待される。これについても別稿にて扱いたい。

注)

- 1 夫婦と子からなる世帯，男親と子からなる世帯，女親と子からなる世帯をまとめて「親と子からなる世帯」とし，その他の親族世帯（2010年国勢調査では核家族以外の世帯）と非親族世帯をまとめて「その他の一般世帯」としている。
  - 2 血縁関係の拡大を通じて形成される家族の複合形態の1つで，国勢調査ではその他の親族世帯がこれにあたる。なお，その他の一般世帯のうち，その他の親族世帯は95%程度を占める。
  - 3 実際の不詳配分は，年齢階級別（65～74歳，75歳以上），住宅所有関係別（持ち家，民営借家，公的借家，給与住宅，同居世帯，住宅以外に居住），男女別（2008年と2013年のみ）に行っているが，ここでは省略した。
- の位置」『家族社会学研究』Vol.27, No. 1, pp49-60.
  - ・庄司洋子（1986）「家族と社会福祉」『転換期の福祉問題（ジュリスト増刊総合特集41）』有斐閣。
  - ・鈴木透（2012）「高齢者の居住状態の地域パターン—国民生活基礎調査の分析—」鈴木透・小山泰代・菅桂太『高齢者の居住状態の将来推計』国立社会保障・人口問題研究所所内研究報告書第44号，pp.32-43.
  - ・千年よしみ（2013）「近年における世代間居住関係の変化」『人口問題研究』第69巻第4号，pp.4-24.
  - ・西岡八郎（2000）「日本における成人子と親との関係—成人子と老親の居住関係を中心に—」『人口問題研究』第56巻第3号，pp.34-55.

【引用文献】

- ・国立社会保障・人口問題研究所（2012）「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）—平成23（2011）年～平成72（2060）年—」
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2013）「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）—平成22（2010）～52（2040）年—」.
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2014）「『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2014年4月推計）」.
- ・下夷美幸（2015）「ケア政策における家族

